

令和4年度第2回混合廃棄物分科会 議事録

日時：令和5年3月28日（火）13時30分から16時

場所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室

（ZoomによるWeb会議とのハイブリッド開催）

出席：

役職	氏名	所属法人
分科会員 座長 副座長	東條 智之	東條商事株式会社
	葛西 正敏	高俊興業株式会社
	新井 吉樹	株式会社新井商店
	伊勢 文雄	東明興業株式会社
	井上 智弘	株式会社トクヤマ・チヨダジプサム
	岩崎 勝一	ジャパングリーンテック株式会社
	海野 ひろみ	マーセリサイクル株式会社
	大島 伊貢	株式会社タケエイ
	柏原 宏人	加山興業株式会社
	田中 公治	株式会社南海興業
	谷田 政行	株式会社谷田建設
	富山 盛貴	建設廃棄物協同組合
	永井 弘児	永一産商株式会社
	五十嵐 洋一	株式会社あいづダストセンター
	藤田 浩二	
建設廃棄物部会 運営委員	福岡 秀樹	株式会社アメニティウエルネス
	梅原 義隆	株式会社静岡西部建設
	野中 昭良	株式会社野中エンタプライズ
事務局	室石泰弘、香川智紀、日浦朋子	

【配布資料】

次第

出欠票

資料1 令和4年度災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂検討会  
第1回検討会(令和4年8月22日) 資料1-1、資料1-2、資料1-3

[https://www.env.go.jp/press/press\\_00411.html](https://www.env.go.jp/press/press_00411.html)

資料2 災害時における石綿の処理について（事務局作成メモ）

参考資料1 環境省所管法令等における主な災害時の特例規定の例（環境省 HP）

[https://www.env.go.jp/kumamoto\\_jishin/menseki/tokurei\\_kitei.html](https://www.env.go.jp/kumamoto_jishin/menseki/tokurei_kitei.html)

参考資料2 特例一般廃棄物処理施設の設置について（船橋市 HP）

<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/haikibutsu/008/p083288.html>

- 参考資料3 建設リサイクルに係る意見について（平成 19 年 6 月 27 日）（連合会）
- 参考資料4 建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書（石膏ボードの特定建設資材への追加等）（平成 29 年 9 月 25 日）（連合会）
- [https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand\\_20170925\\_01.pdf](https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand_20170925_01.pdf)
- 参考資料5 建設リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する追加の意見（令和 3 年 7 月）
- 参考資料6 令和 4 年度第 1 回混合廃棄物分科会議事録（前回議事録）

## 【議事】

### 1. 開会

### 2. 連合会挨拶

室石専務理事が次のとおり挨拶した。

昨年 10 月に前任の森谷から引継ぎ、5 ヶ月目となった。

本日は第 2 回目の混合廃棄物分科会にて石膏ボードの特定建設資材への指定と、建設廃棄物を取り巻く現状と課題の 2 つの議題が用意されている。活発な審議をお願いする。

### 3. 座長挨拶

座長が次のとおり挨拶した。

昨年、前任の文座長から座長を引き継いだ。短い時間ではあるが、活発な議論をお願いする。

### 4. 分科会員紹介

自己紹介をおこなった。

### 5. 報告

- (1) 令和 4 年度災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂検討会  
(資料 1～2、参考資料 1～2)

以下、主な発言について記載する。

事務局：環境省にて件名検討会が設置され、連合会からは伊勢分科会員が委員として出席された。資料 1(5 ページ)にあるとおり、主な改訂は、都道府県等が実施する平常時の石綿使用建築物等の把握に関する記載の充実や、大気汚染防止法改正への対応である。今般の改訂にあたって、産業廃棄物処理業者へ大きな影響は無いと考えている。なお、改訂マニュアルは 4 月中には公開予定と聞いている。一方、本検討会において、伊勢分科会員から、災害時における仮置き場の石綿含有廃棄物の

処理について、問題提起をされた。

伊勢：今般の改訂は、主に大気汚染防止法への対応であった。産業廃棄物については、8章から11章が関係している。第8章収集・運搬では特筆することは無い。

第9章の仮置き場について、色々と議論となった。災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する場合は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例(廃棄物処理法 第15条の2の5第2項)に基づいている。自社が仮置き場の災害廃棄物の手伝いをした時、最後まで行き場が無く残ったのは、石綿含有廃棄物(レベル3)、グラスウール、石膏ボードであった。これら廃棄物は、当該特例の対象に含まれない(※)。このため、一般廃棄物最終処分場に埋め立てるよう指示された。県内に一般廃棄物最終処分場はあったものの、地元との協定により埋め立てできなかった。グラスウール(ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず)も、石膏ボードも、産業廃棄物処理業者が所有する施設で処理できればリサイクルすることができる。レベル3の石綿含有廃棄物は危険性があるにも関わらず最後まで片付けることができなかった。最終的には、県外の一般廃棄物最終処分場に事前協議を経て運搬・搬入した。

マニュアル改訂とは別の話題のため、後日、環境省に当該特例の対象を追加するなどにより産業廃棄物処理業者が所有している施設で処理できるようにしてもらえないかと相談をした。環境省は、本特例の見直しは予定しておらず、事前の手続きが必要ではあるが、廃棄物処理法第9条の3の3(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)の運用も検討してもらいたいとのことであった。災害廃棄物の処理の手伝いをした当時、何回も環境省に石綿含有廃棄物の処理について相談をしたが、一般廃棄物処理施設の設置の特例の話は出なかった。なお、一般廃棄物処理施設の設置の特例は事前の手続きが必要である。各協会は各行政と災害廃棄物処理の協定を締結されているので、あらかじめ、一般廃棄物処理施設の設置の特例について話し合っておいた方が良い。

(※)

- 届出施設(廃棄物処理法施行令第7条に定める施設に該当しない施設)は、当該特例に基づく特例一般廃棄物処理施設として設置することはできない。
- 本特例(法第15条の2の5第2項)の対象施設は、同法施行規則第12条の7の16第1項で定められている。
- 石綿含有廃棄物(レベル3)は溶融施設のみ対象となっている。
- 安定型最終処分場は本特例の対象外である。

田中：参考資料2 9ページで対象となる施設の中で石綿含有産業廃棄物の溶融施設とあるが、廃石綿とスレート(石綿含有廃棄物)は一括りに考えているのか。スレートを産業廃棄物安定型最終処分場に埋め立てることはできないのか。石綿含有廃棄物と一括りにされ、スレートと廃石綿と分けていないように感じる。

伊勢：仮置き場ではレベル 1、レベル 2 は見たことが無い。レベル 3 は見たことがある。石綿含有産業廃棄物の熔融施設は殆ど無い。マニュアル案では、少量であっても、石綿含有廃棄物は仮置き場を経ず熔融施設に直接搬入するとされており、現実的ではない。近隣住民への配慮などもあり、石綿含有廃棄物の仮置き場は作らないとされているのだろうが、仮置き場を設けないのであれば、域内の数カ所に積替え保管なりの保管できる施設を作るべきと、検討会では申し上げた。レベル 3 は検討会では余り議論にならなかった。田中氏の発言のとおり、石綿含有廃棄物と廃石綿と区別がはっきりできていないように感じる。

東條座長：参考資料 2 9 ページの対象となる施設の種類の種類と処理する一般廃棄物の種類は、市町村によって違うと理解して良いのか。

事務局：対象となる施設は廃棄物処理法で定められており、市町村によって自由に決められるものではない。

野中：九州東部では、南海トラフの地震の関連で、数年前から、行政から仮置き場の設置の話が出ている。大分県は、ここ数年で激甚災害が数回起きている。法律で決まっても、災害が起きれば、現場は混乱した。県南ブロックの支部長として、行政と話をした。小さな市町村では、市長、副市長、その下は課長級であり、災害発生から 1 日、2 日は、行政は環境省や国土交通省との会議ばかりで、課長級はどのように動いたら良いのか分からず、決裁権も無い。津久見市は市役所の一階が全て水浸しで、道路も通行できない状態になった。災害時の廃棄物は一般廃棄物扱いであるが、市町村には廃棄物に詳しい人が居ない。

伊勢：災害廃棄物はいくまでも一般廃棄物であることは揺るぎない。このため災害時の特例が活きるべきである。特例措置の対象となる破碎施設は、廃プラスチック類、木くず、がれき類のみである。石膏ボードなどガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設は特例措置の対象外である。石綿含有廃棄物は熔融施設のみ特例措置の対象となっている。同一性状であれば、産業廃棄物・一般廃棄物に関係なく処理をできるようにするのが本措置の目的だと理解しているが、対象が限定されているため、その目的を達していない。特例措置の対象範囲の拡大について、分科会で議論をしてもらいたい。第 9 条の 3 の 3 の特例は周知されていない。県に相談したが、本特例は知らなかった。予め行政と相談をしておき、災害発生時には本特例に基づき速やかに届出ができるよう、準備しておく必要がある。

柏原：廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の特例は、当初は、災害廃棄物は全て一般廃棄物でその管理は市町村が行う。産業廃棄物処理業者が取り扱っている廃棄物と同性状で、産業廃棄物処理業者が処理できるものは処理を任せて良い、その判断は市町村がするという特例だったと記憶する。具体的に石綿が法律に記載されていないからダメだという話ではなかったと理解していたが、そうではないのか。

事務局：対象となる施設は限定されており、特例で記載されていなければ、産廃許可があっても受けられない。

東條座長：各市町村の判断でみなし産廃となれば、各産業廃棄物処理施設で処理できると思っていたが、法的には縛りがあると理解した。

伊勢：県の判断は、石綿含有一般廃棄物は一般最終処分場で埋め立てする必要があるとのことだった。

柏原：一般廃棄物のごみであるため、産業廃棄物のような分類は無い。産業廃棄物処理業者が、今取り扱っている産業廃棄物の範囲を示し、一般廃棄物のうち、このような性状の物は処理ができると言えば成立する話ではないのか。今一度、法律を確認したい。一般廃棄物は市町村の所管である。我々産業廃棄物処理業者は、各市町村と普段から関係を構築しておく必要がある。

東條座長：徳島県協会でも、災害廃棄物処理について、都道府県等と協定を締結しているが、それぞれの品目の取扱いについて相談はしていない。各人は、各都道府県に対して、災害廃棄物をどのように扱うのか確認して欲しい。次回の分科会にて各都道府県の状況を報告してもらいたい。

福岡：昨年、福井県協会は10年前に締結した災害協定を見直し、締結し直した。その直後に大規模な激甚災害が発生した。福井県は、災害廃棄物は一廃でも産廃でもなく災害廃棄物として扱った。一般廃棄物・産業廃棄物の分類にとらわれず、処理ができるもの、リサイクルができるものとして、それぞれ処理をした。産廃協会の会員が災害廃棄物の仮置き場にて、市町の職員と一緒に分別を行った。泥と一体となったプラスチックと木くずは、市町のクリーンセンターで全て焼却した。リサイクルに回せる、汚れの無い瓦等のがれき類、家の柱等の木くず、流されたコンクリートブロックは全て産廃協会の会員が所有する施設を利用してリサイクルに回した。管理型最終処分場を所有する会員は、処理困難な性状の廃棄物の受入をした。現場の初動が早く、市町の職員は全て現場に出てください、そこに環境省や県の方も集い、現場で打合せをしながら進めていった。家電は現状をとどめないようなもの、汚れのある物もあったが、家電リサイクル券を発行して処理ができた。

葛西副座長：災害廃棄物は一般廃棄物として市町村が処理するとされている。経験の無い市町村は右往左往するばかりである。全体を統轄する司令官が必要である。処理困難な災害廃棄物について、処理できるノウハウ、物的・人的にも兼ね揃えているのは、我々産業廃棄物処理業者である。これまでの激甚災害をみても、災害廃棄物処理は産業廃棄物処理業者を頼らざるを得ない。そのような実態がありながら、未だに一般廃棄物であることにこだわり、なかなか処理が進まない。発生した自治体に任せて広域処理が進まない。廃棄物処理法第15条の2の5の特例は、非常災害に機動的

に機能していない。国の判断によって一廃・産廃の枠では無く災害廃棄物という区分けをしなければ処理は進まない。産業廃棄物処理施設で一般廃棄物たる災害廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物と分けて処理をしなければならない、処理後物は一般廃棄物として扱わなければならない。受け入れた後も課題がある。このように災害廃棄物の課題は非常に多いため、廃棄物の種類の整理と合わせて環境省に相談する必要があるのではないか。

本件については、各人が地元行政に災害廃棄物の扱いについて確認し、その結果を分科会に報告いただいてから、今後の混合廃棄物分科会の議題として扱うか否か、議論をしていくこととなった。

## 6. 議題

### (1) 石膏ボードの特定建設資材への指定

(参考資料 3～5)

以下、主な発言について記載する。

事務局：国土交通省に検討の状況を確認したところ、現時点では表に出せる資料は無いとのことであった。環境省の法令担当に選別許可の検討の状況について確認したところ、石膏ボードに限らず本来分別排出が前提とされており、選別許可はその基本方針と逆行する行為を後押しする話になってしまうことから、選別行為について制度的な措置は難しいとのことであった。連合会は、石膏ボードを建設リサイクル法の特定建設資材に指定して欲しい、それには合わせて選別許可が必要との趣旨でかねてから要望してきたが、本指定と選別許可をセットで実現するのは難しい印象を持った。

田中：特定建設資材に指定してもらいたい理由として、悪い解体業者は石膏ボードをがれきりに混ぜてしまう。何とか取り締まってもらいたい。

野中：業者の中には、一般廃棄物の許可にてパッカー車で混合し、サーマルリサイクルに持ち込むといった流れもある。もっと罰則を厳しくて欲しい。このような業者が淘汰されなければ、産廃協会の会員の利益を確保できない。協会に入っているメリットを追求するのであれば、環境省より警察関連に取り締まりの強化を求める方が良いのではないか。九州では専門的に石膏ボードを処理できるのは2社程度である。九州全体では石膏ボードより大きな問題がある。本件は地域協議会内で検討し解決する話だと思うが、いかがか。

東條座長：石膏ボードは解体・新築にて多量に排出される。その中で不適正処理をしている業者もある。一方、循環型社会の中、リサイクルはできるだけ進めていくべきである。以上の観点から、石膏ボードと特定資材の指定を要望することとなったと理解している。

葛西副座長：今後多量に発生することが見込まれている。特定資材に指定されれば、現場分別が義務化される。今は、解体現場で破碎されてしまい、砒素が含まれているか否か分からない、水濡れが激しく、産業廃棄物処理施設で受け入れても処理に困ることが多々ある。これの防止の為に特定建設資材に指定してもらうことは意味があると思う。

東條座長：徳島県ではこれまで選別許可は出なかったが、リサイクルを進めるにあたり選別許可が必要であることを県に説明したところ、ご理解いただき、選別許可を取得することができた。

大島：当社は、首都圏で石膏ボードを含めた建設廃棄物を収集運搬・中間処理・安定型埋立処分まで行っている。グリーンアローズ東北、グリーンアローズ関東、ギプロは子会社である。石膏ボードが混入したがれき類を安定型最終処分場に埋め立てれば硫化水素の問題が生じかねないため、石膏ボードリサイクルを進める体制をとっている。資源循環の面では、これら会社にボードメーカーの吉野石膏も入っていただいている。

井上：石膏ボードのリサイクルをしており、リサイクル品は合弁会社のチヨダウーテに全量引き取ってもらっている。水濡れが激しい、モルタルの付着が著しいなど、リサイクルに向かない石膏ボードは、当社では受け入れできない。廃石膏ボードは、リサイクル量より埋め立て量の方が多いと思っている。国交省・環境省が当社の施設見学に訪れた際に、建設リサイクル法で石膏ボード特定建設資材に指定することにより、排出元で分別しても、最終的に再資源化施設で受け取らず埋め立てされるのでは意味が無いとのことであるとの発言があった。物理的・統計的に十分にリサイクルできる能力があれば、特定建設資材に指定する価値はあるが、特定建設資材に指定しても、リサイクルより埋め立てられる量の方が多ければ立つ瀬が無いとのことである。一方、特定建設資材に指定することは、リサイクルを促進する起爆剤になるので、チキン&エッグでもあると感じている。石膏ボードの特定建設資材への指定は、混合廃棄物分科会で総力を挙げて活動をするべきであって、その中で、①リサイクルに向かない石膏ボードがどうしても残る点と、②電線付着等によりそのまま破碎できない石膏ボードを、選別にて前処理する必要がある(電線を抜くなど)点と、この2つは分けて考えるべきではないか。

葛西副座長：現場で分別は役所の理想だとは思いますが、現場で分別して、さらに産業廃棄物中間処理施設にて選別しなければ、再資源化施設では安心して受け取ってもらえない。

伊勢：環境省に対して、選別許可が必要なことを説明したが、制度的には、積替保管だと言われた。機械による中間処理をしなければ、制度としては、積替保管と言われるのは何となく分かるが運用は無理である。当社は、排出事業者 1,000 社と契約してお

り、中間処理後物は7~8カ所の再資源化施設と契約している。これを積替保管で処理する場合、1,000社の排出事業者×7箇所にて、7,000の契約が必要になってしまう。選別から先の搬出先は、何カ所にもわかれていくが、積替保管のマニフェストでは搬出先は一箇所に限定される。積替保管のマニフェストでは数量と行き先を明示できない。このため、特例か何かで中間処理として扱わなければ実態としては対応できない。国土交通省は土石流の対応に追われて、この件については検討できていないと聞いている。リサイクルを進めるために産業廃棄物処理施設で選別すること、石膏ボードを破碎せずに搬出することの必要性は、国土交通省はよく理解いただけていると思う。一部業界団体からは、不法投棄が増える、中間処理を経ることでコストアップするとして、本指定に難色の意向を示しているとのことである。環境省は建前論ばかりであるので、環境省と話をするよりも、国土交通省と話をする方が、良いのではないかと。

室石専務：国土交通省が石膏ボードを特定建設資材にする動きがあるのならば、分科会としては国土交通省に実現に向けて働きかけていき、選別許可は県によって出るのであれば、個別の対応でも良いという議論もあるのではないかと。

松原：石膏ボードが現場で分別されないと適正処理が難しいという焦点がはっきりしていないため、国土交通省も環境省も動きが鈍いのではないかと。混合されて排出されれば、適正処理ができない例として、安定型最終処分場では混入すれば問題となる等を挙げて、現場分別の必要性を訴えることも必要ではないかと。石膏ボードが建設廃棄物の中でどれだけ占めるのかと考えると、コンクリートガラに比較すれば、非常に少量であることから、環境省からすれば、特定建設資材に指定する必要があるのか、といった考えも根底にあるのではないかと。産業廃棄物中間処理施設に入ってくる割合では、一定量あるなどの資料の見せ方も必要ではないかと。

田中：解体現場にて、再資源化施設に搬入できるもの、できないものと、分けている。関西では管理型最終処分場でも石膏ボードを受け入れているところは殆ど無い。石膏ボードが原因で水処理に悪さすることを理由に断られる。できるだけ分別解体して、リサイクルに回している。

野中：当地域では、基本的にリサイクルの流れにはなっておらず、管理型最終処分場で埋立処分するものが多い。九州地域協議会では、石膏ボードはあまり問題視されなかった。

吉野：当社は5トン未満の再資源化施設を所有している。福岡県は選別許可が下りるため、当社は選別の許可で石膏ボードを受け入れている。当社で受けている建設系混合廃棄物の中で廃石膏ボードは6%程度である。新築の端材、解体から水濡れがあるボードが搬入される。排出事業者はリサイクルを望まれるため、福岡県内ではリサイクルに流すような選別を行っている。当社は、A新築、B解体でリサイクルできる



もの、C水濡れ・複合材などでリサイクルできないもの に分類している。

石膏ボードの建設リサイクル法の特定建設資材の指定と廃棄物処理法の選別許可については、これまでセットで要望してきたが、今日の議論を踏まえて、今後は分けて考えることとし、まずは特定建設資材への指定を優先して引き続き要望していくこととした。

その中で、よりリサイクルを推進するためには、石膏ボードに限らず、選別という許可が必要であることについて、活動をしていくこととした。

## (2) 建設廃棄物を取り巻く現状と課題（自由な意見交換）

以下、主な発言について記載する。

東條座長：これまで混合廃棄物分科会では、主に石膏ボードについて議題として扱ってきたが、せっかくの会議の場であるため、各地域の状況など、自由に発言してもらいたい。

(以下、名簿順に指名して発言をいただいた。)

葛西副座長：2点ある。1点は災害廃棄物の話、もう1点はリチウムイオン電池の話である。

(災害廃棄物について)

- ①一般廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理しても良いとされても、一般廃棄物と産業廃棄物を混ぜて一緒に処理することができない。さらに、中間処理後物は一般廃棄物として取り扱うこととされている。一刻も早く復興するには、多量に処理できる産業廃棄物処理施設に頼らざるを得ないことから、一廃・産廃と分けるのではなく、災害廃棄物として、一緒に扱えるようにしてもらいたい。
- ②災害が発生した時、契約の在り方、お金の流れ、積算、それに要する単価について、協定を締結している自治体と事前に話し合っておくべきである。
- ③災害廃棄物の処理には、産業廃棄物処理施設が不可欠である。災害廃棄物を処理できる産業廃棄物処理業者の強靱化として、施設の機器類の更新などに対する補助金等の措置をお願いしたい。

(リチウムイオン電池について)

- ①リチウムイオン電池による火災事故が問題である。搬入された廃棄物からリチウムイオン電池を探しだすため、手間暇を掛けている。大きな火災にはなっていないが、ボヤは一週間に何回も発生している。廃棄物処理法にあるように、メーカーには、易分解設計や、リチウムイオン電池がどこに内蔵しているのか分かりやすい製品物作りをしてもらいたい。
- ②リチウムイオン電池は製造者責任を問いたい。

新井：リチウムイオン電池が問題である。今後、リチウムイオン電池の使用は増えると思

うので、製造者責任について議論をしていきたい。

伊勢：2024年の働き方改革について、当社は労基のモデル現場となった。現在75台程度の車があり、ドライバーは77、78名いるが、2024年働き方改革に準じると、ドライバーの数は全然足りない。従前と同じ量の仕事を回そうとすると、人を1割増やす必要があることが分かった。しかしドライバーを募集しても応募がない。くわえて新車を頼んでも納車まで2年掛かる。中古車も不足しており、状態が良くない車でも800万円と言われた。来年の4月スタートであり、産業廃棄物処理業界では大きな問題となると考えている。

井上：リチウムイオン電池が問題である。製造者責任や、選別機への補助など強く働きかけていく必要がある。処理施設では火災が発生している。一方、2024年問題として輸送力が確保できないことが懸念される。業界をあげ、協会をあげて考えていく必要がある。例えば運転手のプール制について等、業界の垣根を越えて進めていくべきである。

岩崎：アスコンガラを合材会社が購入してくれないため、当社ではアスコンガラを受け入れが難しくなっているが、他地域の状況をお聞きしたい。ファイバーコンクリートは異物が含まれるため、これの売却について、他地域の状況をお聞きしたい。

海野：問題は石膏ボードである。小規模解体が多いため、狭い場所で短い工期で解体される。このような状況下で、現場で分別をするよう要請することは難しい。大きなものは先に解体して単品で当社施設に搬入されるが、残った小さなものは、他と混合された状態で搬入される。後者は、当社では再生できないため、再資源化施設に搬入するための前処理をしている。その中でも、濡れた石膏ボードはリサイクルに回すことができず、管理型最終処分場で処分せざるを得ない。石膏ボードが特定建設資材に指定されれば、解体の仕方も変わるのではないかと。また、受入側である産業廃棄物業者からも、特定建設資材であることを理由に、分別解体等を要請しやすくなると思う。

大島：石膏ボードとリチウムイオン電池が問題である。くわえて近年課題となっているのは廃プラスチックである。廃プラスチックはRPFとしてリサイクルしているが、中間処理施設で選別を強化して、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの技術開発にも取り組んでいる。乗務員の補充が課題である。昨年8月頃から電気代が高騰している。東京都の支援を得て、工場屋根に太陽光パネルを設置しているが、効果は限られている。コストをどのように吸収していくかが課題である。

柏原：リチウムイオン電池による火災が2回起きている。運転手の倍程度の車両を保有している状態になっており、収集運搬は外注が増えている。燃料代、電気代、ガス代が値上げとなっており、当業界も値上げできないか本日の分科会で提案しようと思っていた。当社の営業から、この競争下において、お客様に値上げの話はできないと

言われた。

田中：災害協定について、一般廃棄物業界や解体組合などの情報交換や意見交換が必要と思っている。消防から電気自動車の火災について問い合わせがあり、箱に水を詰めて 24 時間電気自動車を浸け置く方法を試験し、協定締結の話を進めてきたが、廃液の処理が問題となり、締結にいたっていない。消防からそのような相談を受けた例があれば、意見交換をしたい。

谷田：九州は石膏ボードの再資源化施設があり、石膏ボードは特に問題とは思っていない。当社も 5 トン未満の破砕機を所有しているが、自社でリサイクルできるもの、他社に依頼するものとある。一方、佐賀県内には管理型最終処分場が数カ所あり、さらに県の第三セクターもあるため、他県から比較すれば適正に処理しやすい環境にある。なお、選別許可について、手選別だけで良いのかの議論も必要ではないか。

畠山：昨今の原価の高騰を受け、適正単価として、価格の改定に向けて、(組合としてではなく)関東圏の処理業者が同じ認識で動き始めている。来年 4 月を 1 つの目標として価格改定に向けて動いている。我々は下請けではなくパートナーとして、プラ新法に対応した仕組み作りの提案等もやっていきたい。従業員の確保や、数十年も変わっていない収集運搬の方法や配車の仕組みが課題である。排出事業者が求める CO2 対策も業界として必要である。

五十嵐：東日本大震災から 12 年経っているが、福島県では放射能の問題が払拭されていない。先に議論となった特例について、12 年前は、特例の届けは福島県に提出すれば良かったが、昨今は、災害ごと、自治体ごとに特例の届出が必要となり、10~20 の自治体への届出が必要である。福島県は、災害が相次ぎ、その度に、自治体ごとの特例の届出をしている。他の地域でも同じなのか聞いてみたい。

松原：災害廃棄物について、自治体担当者は詳しく無い。PCB が含まれている機器としては、トランスコンデンサーが思い浮かぶが、照明器具の水銀灯の安定器で PCB が入っているものがある。古い建物の解体の場合は、事前に調べた方がよい。

吉野：リチウムイオン電池については、令和 2 年に連合会から要望書を提出されているが、再度、要望書の提出に向けた協議をしたい。

梅原：静岡市が台風 15 号で被災した際、静岡県協会と静岡市との協定に基づき幹事企業として、当社が十数社を取りまとめて処理にあたった。仮置き場への収集、仮置き場 1 箇所の運営、受入可能な協会員施設での処理を担った。契約の段階で、労務、車両、その他諸々の単価決定が問題となった。建設業では労務単価に現場管理費、一般管理費等の経費の積み上げが認められているが、廃棄物処理ではこれら経費の積み上げは認められないと言われた。費用等については、平時に予め決めておけるような

体制を取ることができれば良いと考えている。

発災当初から、県外からコンサル的な会社が営業に来ていた。地元の解体業者を使って仮置き場2箇所の運営をされていた。

人手不足と時間外労働が問題である。当社は建設業と産廃処理業の部門があるが、建設の場合、朝8時から現場で働き、実働8時間としている。一方、ドライバーは、出社してハンドルを握った時点から労働時間に加算される。時間外の管理が難しい。当社は週休二日体制であるが、現場やお客様は、そうとも限らない。休日出勤により時間外労働が増えてしまう。今後予定されている法規制では、時間外労働が法定上限をオーバーしてしまう悩みがある。

建設資材メーカーと、リサイクルを考えた製品作りについて話し合う場を設けていてはどうか。

野中：資材が高騰している中、産業廃棄物業界だけがリアルタイムに価格改定されていない。政治連盟等も使いながら、色々な単価を見直していないと、協会のメリットもないし、連合会も協会も運営がうまくいかないのではないかと。建設業団体の災害廃棄物処理協定締結は入札において1点加点されるが、産廃業界の災害廃棄物処理協定は、九州では鹿児島県協会のみ入札加点対象と認められている。そのため、建設業団体を退会して、鹿児島県協会に入会される方が増えていると聞いている。

東條座長：今後の分科会活動としては、石膏ボードの特定建設資材への指定の他、災害廃棄物についても議論を深めたい。それに先立ち、各地域における災害廃棄物の取扱いについて地元自治体に確認をいただき、事務局に報告してもらいたい。それをもとに、各県協会に対応することなのか、連合会に対応することなのか、連合会として対応する場合は災害廃棄物委員会で対応すべきことなのか、部会として対応すべきことなのか、各社が対応すべきことなのか、などを分けて考えていきたい。各地域の実態について、確認等お願いすることもあろうかと思うので、協力をお願いする。

以上の座長の提案とお願いについて、出席者一堂了承した。

(3) その他  
特に無し。

7. 閉会  
以上で閉会した。